

ファックスネットワークサービス利用規約の新旧対照表

下線部が今回の修正・変更・追加対象となります。

対象条文	改訂前	改訂後
第20条 (本サービスの種類)	2. 契約者は、以下の事項を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。 (1)第39条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること (2)当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること	2. 契約者は、以下の事項を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。 <u>(1)契約者が提供又は伝達する情報(データ、コンテンツを含む)に、第7条2項各号及び第33条1項各号に規定する事由が認められないか、当社において事前に確認する場合があること</u> (2)第39条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること (3)当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
第28条 (自己責任の原則)	4. 本サービスに使用されるFAX番号は、契約者が責任を持って管理し、提供されるものであり、当社はその内容についていかなる責任も負わないものとします。また、別紙に定める条件に達した不達FAX番号ならびに当社あてにFAX配信停止依頼があった番号については、当社において同番号を削除し、配信停止できるものとします。	4. 本サービスに使用されるFAX番号は、契約者が責任を持って管理し、提供されるものであり、当社はその内容についていかなる責任も負わないものとします。但し、別紙に定める条件に達した不達FAX番号ならびに当社あてにFAX配信停止依頼があった番号については、当社において同番号を削除し、配信停止できるものとします。
第33条 (契約者の遵守事項)	1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしないことを確約するものとします。 (1)当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為 (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為 (3)利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為 (4)他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為 (5)詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為 (6)他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある、または公序良俗に反する画像、文書、コンテンツ等を送信または掲載する行為 (7)無限連鎖講を開設、またはこれを勧誘する行為 (8)プログラム(電子計算機に対する指令であって一つの結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう)を用いて、文字、番号、記号その他の符号を、もっぱらFAX番号等として利用することが可能な符号を作成するため、自動的に組み合わせる方法で作成したFAX番号に、画像、文書等を送信する行為 (9)他者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為 (10)その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者に不利益を与える行為もしくはそのおそれのある行為	1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしないことを確約するものとします。 (1)当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為 (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為 (3)利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為 (4)他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為 (5)詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為 (6)他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある、または公序良俗に反する画像、文書、コンテンツ等を送信または掲載する行為 (7)無限連鎖講を開設、またはこれを勧誘する行為 (8)プログラム(電子計算機に対する指令であって一つの結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう)を用いて、文字、番号、記号その他の符号を、もっぱらFAX番号等として利用することが可能な符号を作成するため、自動的に組み合わせる方法で作成したFAX番号に、画像、文書等を送信する行為 (9)他者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為 (10)承諾を得ていない一般消費者向けに広告を目的としたFAXを送信する行為ならびにFAXの受信を拒否した者へのFAXを送信する行為 (11)その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者に不利益を与える行為もしくはそのおそれのある行為 <u>(12)犯罪を構成する行為(売春、児童ポルノ、わいせつ文、図面、賭博、など、その勧誘等を内容とする情報・文書</u> <u>(13)健全な市民の社会生活、平穏な私生活の妨げとなる行為(違法金融、過剰金融、不当投資、暴利売買など)の勧誘等を内容とする情報・文書</u> (14)第三者を誹謗し、侮辱する情報・文書 (15)その他、上記に準ずる健全な受信者を齟齬させる情報・文書

平成30年11月1日 改定